

特集
命を守る
「私が」「私たちが」

地域を守る

地域と人を知る 地域は地域で守る

「大きな災害が起きた時、行政による公的な力、または個人の力だけではどうにもならない」。これは阪神・淡路大震災の最大の教訓です。災害の規模が大きくなるほど、行政自体が被災して機能が麻痺するような状況になり、迅速に支援することが難しくなります。そのため、自分自身や地域での助け合いといった「自助」「共助」が重要となってきます。

「共助」とは、災害時にまず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うことです。災害時に円滑に助け合いができるように、日頃から近所付き合いを大切にし、助け合える関係を築いたり、避難行動が困難な方などを把握し、支援方法を考えたりしておくことが大事です。

また、地域の自主防災組織の活動などに積極的に参加し、地域ぐるみの防災力向上に努めましょう。

「災害時協力井戸」の登録

近年多発している大規模災害時に水道が長時間ストップした場合、生活用水を確保することは非常に困難です。そこで、町内の井戸を「災害時協力井戸」として登録させていただき、災害による断水時に活用できる制度を設けています。井戸を所有されている方は、ぜひ登録にご協力をお願いします。

●災害時協力井戸とは

井戸の所有者の善意で、災害時の断水の際に無償で供用できる井戸のことです。生活用水（トイレや清掃など）としての使用に限ります。

●登録できる井戸

- ・災害時に無償で井戸水の提供ができること。
- ・町内に所在し、屋外などの使用しやすい場所にあること。
- ・井戸水をくみ上げるためのポンプまたはつるべなどがついていること。
- ・町民などに周知ができるよう、井戸の所在地など、必要な井戸情報の公表に同意できること。

- ・認識しやすい場所に、町から配付する標識（看板）を掲示できること。

●登録までの流れ

- ①登録申出書を水道課に提出
※町ホームページからダウンロードできます。
- ②井戸の現地調査
※水質検査を行います。水質検査は登録決定する際の1回のみです。
- ③登録通知書の送付・登録標識（登録看板）の設置
- ④登録情報の公表



避難の際には「黄色い旗」を立てて

災害が発生した際、町民の皆さまには避難をお願いすることがあります。「黄色い旗」は災害が発生し避難をする際、玄関先に旗を立てていただくことで、家族全員が無事に避難したことを周囲に伝えるためのものです。逆に、避難の必要がある状況で旗の立っていない世帯（家）には、声をかけて避難を促しましょう。

転入などでこの旗をお持ちでない場合は、やすらぎ福祉課（金屋庁舎）までお問い合わせください。

